

○仙台市博物館条例

昭和六〇年一二月一九日

仙台市条例第二九号

改正 昭和六三年一二月条例第一三二号

平成三年一二月条例第五七号

平成九年三月条例第六号

平成一五年七月条例第三七号

平成一六年三月条例第三五号

平成二四年三月条例第三〇号

平成二八年三月条例第六号

平成三一年三月条例第三号

仙台市博物館条例（昭和三十六年仙台市条例第二十二号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 歴史、美術工芸等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の教養の向上、調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究及び普及活動を行うことを目的として、博物館を設置する。

（名称及び位置）

第二条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市博物館	仙台市青葉区川内二十六番地

（昭六三、一二・平一六、三・改正）

（観覧料）

第三条 博物館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める観覧料を納入しなければならない。

（使用の許可）

第四条 別表第二に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 使用目的が博物館の設置目的に反するとき

(使用料)

第五条 施設の使用料は、別表第二に定めるとおりとする。

- 2 使用料は、前条第一項の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(平一五、七・改正)

(使用料の額の特例)

第五条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第四条第一項の許可を受けた者につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由により施設を使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内に施設の使用の取りやめを申し出たとき

(平一五、七・追加)

(使用許可の取消し等)

第六条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 第四条第一項の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- 二 第四条第二項各号の一に該当することとなったとき

(観覧料等の返還)

第七条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 一 観覧料を納入した者につき天災その他自己の責めによらない事由により観覧できないとき
- 二 使用料を納入した者につき第五条の二各号のいずれかに該当するとき

(平一五、七・改正)

(観覧料等の減免)

第八条 市長は、特別の事由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第九条 博物館の建物、附属設備又は資料を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第十条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十条第一項の規定に基づき、博物館に仙

台市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の任命の基準は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第十八条に規定する基準とする。
- 3 協議会の委員の定数は、十人とする。
- 4 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二四、三・改正）

（委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和六十一年三月一日から施行する。

附 則（昭六三、一二・改正）抄

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平三、一二・改正）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則（平九、三・改正）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 次項から附則第十三項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則（平一五、七・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一六、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二四、三・改正）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして同項の規定を適用することができる。

附 則（平三一、三・改正）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置の原則）

- 2 附則第四項及び第五項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして前項の規定を適用することができる。

別表第一（第三条関係）

（平二八、三・改正）

区分		金額（一人につき）	
常設展	個人利用	一般	四六〇円
		高校生	二三〇円
		小学生・中学生	一一〇円
	団体利用	一般	三六〇円
		高校生	一八〇円
		小学生・中学生	九〇円
特別展	一、七〇〇円の範囲内で教育委員会が定める額		

備考

- 一 特別展の観覧料を納入した者は、常設展は無料とする。
- 二 団体利用とは、三十人以上の団体による利用をいう。
- 三 常設展のみの団体利用においては、引率者は、三十人に一人の割合で無料とする。

別表第二（第四条、第五条関係）

（平三、一二・平九、三・平二八、三・平三一、三・改正）

使用区分 \ 使用時間	午前 (午前九時～午前十二時)	午後 (午後一時～午後四時三十分)
ホール	五、五〇〇円	七、二〇〇円
ギャラリー	三、九〇〇円	四、八〇〇円

備考

- 一 全日（午前九時～午後四時三十分）の使用時間に係る使用料は、午前及び午後の使用料の合計額とする。
- 二 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は、時間割計算は、行わない。
- 三 本表に定める使用時間を超えて使用する場合における当該超える分に係る使用料は、その使用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前、午後四時三十分以降のときは午後の使用料の額の時間割計算による。この場合において、超える時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
- 四 本表に定める使用時間に準備等のために使用する場合の使用料は、当該使用料の二分の一とする。
- 五 附帯設備の使用料は、教育委員会が定める。
- 六 暖房し、又は冷房する場合の使用料は、教育委員会が定める。